



防災管理制度について



防災管理制度とは

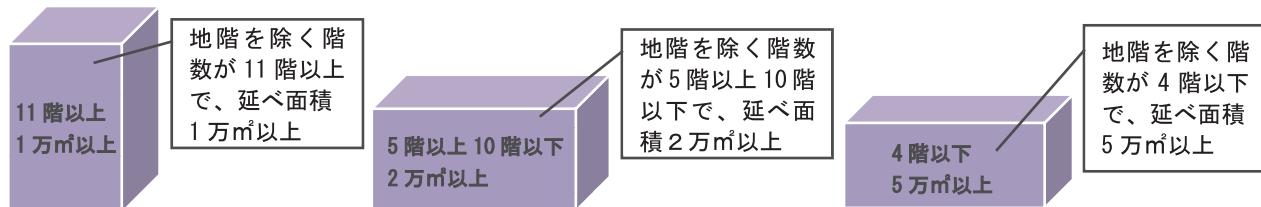
火災以外の災害（地震や毒性物質の発散等）による被害の軽減のために、大規模な防火対象物の管理権原者に対して、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成など必要な業務を行わせるものです。

防災管理者が必要な防火対象物

建築物その他の工作物（防火管理が義務となる対象物に限る。）で、以下のいずれかに該当するものが対象です。

なお、防災管理者が必要な場合は、**すべてのテナントで**防災管理者の選任が必要です。

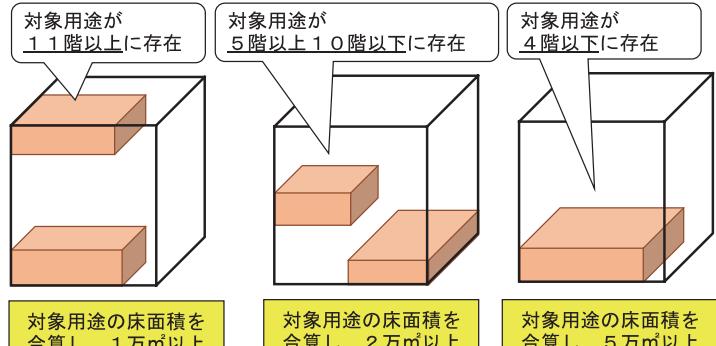
① 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項（以下「対象用途」という。）に掲げる防火対象物



② 消防法施行令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、対象用途を含むもの

は、対象用途部分

- 対象用途が11階以上あり、対象用途の床面積の合計が1万m²以上
- 対象用途が5階以上10階以下あり、対象用途の床面積の合計が2万m²以上
- 対象用途が4階以下あり、対象用途の床面積の合計が5万m²以上



③ 消防法施行令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000m²以上のもの

防災管理者とは

防災管理者は、**管理的又は監督的**な地位にある者で、甲種防火管理講習及び防災管理講習を修了した者（又は防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）であることが必要です。

また、防火管理業務と一体的に業務を行う必要があることから、防災管理者は、防火管理者と同一の者を選任します。

《防災管理者の責務》

- 「防災管理に係る消防計画」の作成・届出
- 防災管理に係る避難の訓練を年1回以上実施
- その他防災管理上必要な業務
- 必要に応じて管理権原者に指示を求め、誠実に職務を遂行する